

## 中間物等に係る事前確認制度の概要

### 1. 化審法の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）は、難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染の防止を目的としています。

そのため、新規化学物質を製造又は輸入しようとする者からの届出に基づき、その製造・輸入を開始する前に国がその化学物質の性状（分解性、蓄積性、人への長期毒性、生態毒性）を審査し、必要な場合にはその化学物質を規制の対象としています。

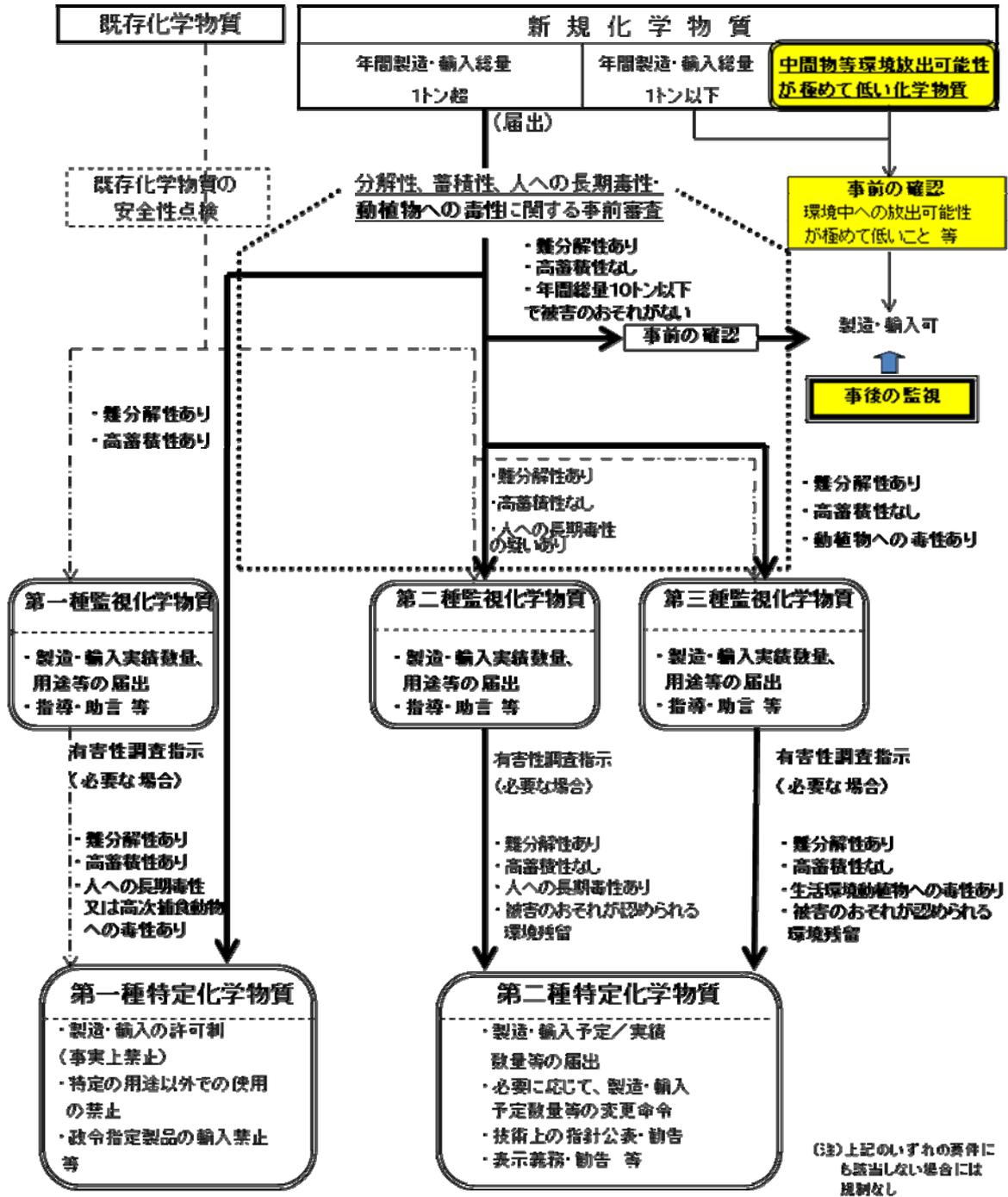
### 2. 中間物等に係る事前確認制度の概要

新規化学物質のうち、環境中への放出可能性が低いことについて一定の条件を満たすものについては、事前に 3 大臣（厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣）の確認を受けることにより、通常の有害性に係る事前審査の対象から除外しています（法第 3 条第 1 項第 4 号）。今回の「中間物等の申出における確認の基準」の設定は、この制度の運用のための基準を明確化するためのものです。

環境への放出可能性が低いことについての条件としては、以下の 3 つの場合が定められています。（化審法施行令第 2 条）

- ①新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造・輸入し、その新規化学物質が他の化学物質になるまでの間において環境汚染防止措置が講じられているとき（中間物）
- ②新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するものとして製造・輸入し、その廃棄までの間において環境汚染防止措置が講じられているとき（閉鎖系等用途）
- ③新規化学物質を省令で定める地域に輸出するために製造・輸入する場合であって、輸出されるまでの間において環境汚染防止措置が講じられているとき（輸出専用品）

# 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の概要



○製造・輸入事業者が自ら取り扱う化学物質に関し把握した有害性情報の報告を義務付け